

岩手県立大学新型コロナウイルス感染症対応指針

令和2年7月22日 制定
令和4年7月15日 改定

この対応指針は、本学における感染者の発生状況等に応じたキャンパス毎の標準的な対応を示したものです。

警戒段階は、県立大学危機管理対策本部会議（新型コロナウイルス）において協議の上決定します。

なお、本学の発生状況等に加え、県内の発生状況等や国、県からの要請内容を総合的に踏まえ、異なる警戒段階の対応となる場合があります。

また、下記内容については、今後の社会情勢の変化等により変更する場合があります。

対象者		教員・学生		教職員・学生		教職員		学生	学生・地域住民	(参考) 国の新たなレベル分類 の考え方(R3.11.8)	
警戒段階	発生状況	授業(講義・実習・演習・ゼミ)	研究活動	催事等(行事・イベント)の開催・参加	他の地域(他県)との往来	勤務形態	学内会議 打ち合わせ等	課外活動	大学施設の利用		
0	収束している場合	通常通り									収束している場合 岩手県がレベル0(感染者なし)に当たる場合
1	学内で感染者が発生していない、又は複数の感染者が継続して確認される状況ではなく、発生しているが感染拡大のリスクが低い状況	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で対面授業を行う。 なお、感染予防の観点から学部等が必要と認める場合には、例外的に遠隔授業を行うことができる。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、研究活動を行う。	【催事等の開催】 各団体が作成した「感染拡大予防ガイドライン」に基づく適切な対応が講じられた催事等の開催はできる。 【催事等への参加】 感染リスクの低減が整った催事等への参加はできる。	移動先の感染状況や都道府県の要請内容を確認し、慎重な行動を要請する。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で通常通りの勤務とする。 なお、感染予防等の観点から所属長が必要と認める場合は、交代勤務、在宅勤務を行うことができる。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で対面での会議等を行う、又は状況によりオンラインによる会議とする。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で大学が活動の可否を判断する。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で施設の利用は認める。	岩手県がレベル1(維持すべき)に当たる場合	
2	学内で複数の感染者が継続して確認される等、学内での感染拡大のリスクが高まっている状況	遠隔による授業を基本とする。なお、実習等については、感染者の状況等を的確に把握し、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で対面により実施する場合がある。	在宅による研究活動を基本とし、研究室内では、継続している研究の維持に必要な研究活動のみ行う。	【催事等の開催】 オンラインによる催事等の開催はできる。 【催事等への参加】 オンラインにより開催される催事等への参加はできる。	移動先の感染状況や都道府県の要請内容を確認し、慎重な行動を要請する。	交代勤務、在宅勤務による勤務を基本とする。	オンラインによる会議を基本として行う。ただし、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で対面により実施する場合がある。	対面による活動は認めない。	施設の利用は認めない。 ただし、地域連携棟及びアイーナキャンパスは、感染状況を踏まえて認める場合がある。	岩手県がレベル2(警戒強化)に当たる場合	
3	学内で継続して複数の感染者及び大規模なクラスターが確認されるなど学内での感染拡大のリスクが非常に高い状況	遠隔により授業を行う。	在宅による研究活動を基本とし、研究室内では、研究用生物、設備の維持等に必要の研究活動のみ行う。	【催事等の開催】 オンラインによる催事等の開催はできる。 【催事等への参加】 オンラインにより開催される催事等への参加はできる。	県をまたぐ移動を禁止する。 ただし、教職員の場合においては危機管理対策本部又は所属長、学生の就職活動については学生支援本部が、やむを得ないと判断した場合のみ認める。	施設の維持管理、危機対応等、大学の機能を維持する業務を除き在宅勤務とする。	オンラインによる会議のみとする。なお、大学施設からの配信は行わない。	対面による活動は認めない。	施設の利用は認めない。	岩手県がレベル3(対策強化)、4(避けたい)に当たる場合	